

令和二年度における言論 NPO の活動に対する 「コンテンツ判定基準方式」による評価結果

1. コンテンツ判定基準方式による評価結果

言論 NPO の活動はネガティブチェック方式によって「非宗教性」を満たしていたものの、「非政治性」については、4 分野 10 項目についてはネガティブチェックリストで判断ができないとされた。

この 10 項目については、さらにコンテンツ判定基準方式による評価を行ったが、その 10 項目はいずれもコンテンツ判定基準の5つの評価項目すべてをクリアしており、「非政治性」を満たしている。従って、令和二年度における言論NPOの活動は、全てにわたり「非政治性・非宗教性」を満たしているものと評価した。

(1) 民主主義を考える事業

私たちは、令和元年 11 月に、日本の代表制民主主義を全面的に診断し、新たな時代に合った改革を提案するという決意を「私たちの宣言」として発表した。

コロナ禍に対する政府の危機管理の在り方は、民主統治のあり方を問うものとなっており、こうした作業は、世界でも表面化している民主主義の後退に立ち向かうものだと、考えている。この作業はオンラインを中心に行われている。

世界中で民主主義が危機に直面する中、民主主義を機能させていくために、有権者本位の政策選択を軸とした議会制民主主義を機能させることである。そのため民主主義の仕組みを点検し、議論することは、特定の政治的な立場を超越した活動であって、予め特定の政治的立場に立った議論を形成することを目的としているものでないことは明確である。日本国内における議論も、また海外のインタビュー等についても特定の政治家を応援するようなものになっておらず、議論の内容はウェブにて動画やテキストで公開されている。

これらの議論は、コロナ禍で国内外の民主主義の統治構造が機能しない中、それを点検し、これからどうしていくのか、といった大きな視点に立つものであり、各国の有権者や国民に民主主義を改めて考える機会を提供している。

いずれも、①活動の目的は明確にされており、②立場の明確性の要件も満たしているといえる。さらに、本事業のターゲットとしては、民主主義における主権者であることは明確であり、③ターゲットの明確性の要件を満たしている。議論は一定のルールの下で自由な討議形式で行われ、インターネットを利用し、その内容を動画やテキストで幅広く公開するなど④方法論の明確性の要件を満たしているといえる。

これらの企画や議論の計画は総会での議決や理事会での承認がなされている。したがって⑤方針決定に係るガバナンス及び透明性についても、要件を満たしていると判断できる。

(2) 北東アジアの平和構築に向けた事業

本事業の目的は、北東アジアの紛争や事故の回避、持続的な平和秩序を作り出すことに貢献することである。この地域では国民間のナショナリズムが政府間レベルの課題解決の障害になり、この間、政府間外交に何度も空白を生み出す状況に陥ってきた。そこで、民意に基づき、多くの市民の支持を得て課題解決に取り組むというアプローチが有用であり、地域の課題に解決に向けて

民間が一步でも、半歩でも進めることが重要になっている。

こうした目的は、言論NPOがこれまで 16 年にわたって行ってきた、「東京-北京フォーラム」や「日韓未来対話」、「日米対話」において貫かれており、その完成形として、米中が参加する「アジア平和会議」が創設されるに至っている。これらの活動の目的は明確である。

なお、議論には国会議員等も参加しているが、それらの発言内容は、特定政党の政治的主張ではなく、北東アジア地域における議論環境の整備や、地域及び世界の課題解決に向けた各国間の協力を促進する内容であり、特定の政党に偏っておらず、活動の目的の明確性に合致している。

いずれも、①活動の目的は明確にされており、②立場の明確性の要件も満たしているといえる。さらに、本事業のターゲットとしては、これらの議論を聴くことになる国民全般となっており、民主主義における主権者であることは明確であり、議論の全てが公開されている。そのため、③ターゲットの明確性の要件を満たしている。議論は一定のルールの下で自由な討議形式で行われ、インターネットを利用し、その内容を動画やテキストで公開するなど④方法論の明確性の要件を満たしているといえる。

(3) 世界の課題解決に向けた事業

この事業は、世界が直面する課題を、世界を代表するシンクタンクと日本の有識者が日本を舞台に議論を行い、その議論の内容を世界に発信していくこと、さらに議論の成果をG7 の議長国や日本政府、国際機関に対して提案することにある。

こうした事業の目的は明確に示されており、国際社会の課題の解決に向けて世界に発信する言論の舞台をつくるという団体設立当初に掲げたミッションに基づいている。

令和二年度はイギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの G7 各国にインド、ブラジルなどを加えた 10 カ国の世界を代表するシンクタンクのトップが東京を舞台に議論する常設対話の場である「東京会議」の 5 回目をオンラインで開催した。さらに、この「東京会議」と前後して、オンラインで世界課題に取り組んでいる国内外の識者とも議論を行った。こうした議論は日本語と英語で発信されており、世界に向けて日本の主張を届けるとともに、日本国内においても有権者が国際問題について幅広く考え議論する場づくりとして定着し始めている。

いずれも、①活動の目的は明確にされており、②立場の明確性の要件も満たしているといえる。さらに、本事業のターゲットとしては、民主主義における主権者であることは明確であり、③ターゲットの明確性の要件を満たしている。議論は一定のルールの下で自由な討議形式で行われ、インターネットを利用し、その内容を動画やテキストで公開するなど④方法論の明確性の要件を満たしているといえる。

(5) ウェブ論壇・海外発信、(7) 出版・広報宣伝

(6) ウェブ論壇・海外発信、(7) 出版・広報宣伝では、いずれも次に説明するように「非政治性」に係る 5 つの要件全てを満たしていると評価できる。詳細は別紙2に記す。

該当する3つの事業はいずれも、①フォーラム等の議論の場、②インターネット、③出版事業の3つの手段を有機的に組み合わせて「三位一体の言論空間」を創出する要素である。この言論空間で形成された事業はいずれも、前記(1)～(4)の事業と不可分のもので、これら3つの事業については前記(1)～(4)の評価結果がそのまま適用される。そのため、(5) 会員等向けフォーラム、(6) ウェブ論壇・海外発信、(7) 出版・広報宣伝ではいずれも、「非政治性」に係る5つの要件全てを満たしていると評価できる。

コンテンツ判定基準について

コンテンツ判定基準の評価項目とその詳細は次の通りである。

評価項目	詳細
① その分野の活動の目的の明確性	当年度の「言論活動等」について公表された目的が存在し、その目的が、特定の政党、候補者や政治的な主張、あるいは宗教的な立場、教義や宗教団体等を支持し、あるいはこれに反対するものではないという点で、「非政治性・非宗教性」を確保していると判断できるに足る内容を備えていること。
② その分野の活動に当たって言論NPOが拠って立つ立場の明確性	言論NPOが行う「言論活動等」について、言論NPOが拠って立つ立場が公表されており、それが特定の政治的・宗教的な立場に立っていないことが明確であるという点で、「非政治性・非宗教性」を確保していると判断できるに足るものであること。
③ その分野の活動のターゲットの明確性	「言論活動等」の発信対象や、それへの参加を働きかける訴求対象が、特定の政治的・宗教的な立場、あるいはそれに近い者や集団等に限定されていないことなど、活動ターゲットが言論NPOの「非政治性・非宗教性」の確保を説明できるものとなっていること。
④ その分野の活動に当たっての主要なコンテンツ形成活動に係る方法論の明確性	「言論活動等」のうち、特に政策提言活動につながるコンテンツ形成については、その主要部分において、予め議論形成の方法論、ないしは方法論に相当するものが公開されることによって、議論形成過程における政治的・宗教的な恣意性が排除されることになっているか。
⑤ その分野の活動の方針決定に係るガバナンス及び透明性	
ア. 編集権の独立が確保されているか	「言論活動等」の質の確保や内容に係る独立的なエディター機能が十分に機能することによって、それが特定の政治的・宗教的立場からの影響下に置かれない状況が確保されているか。
イ. その分野の活動の方針決定が、そのメンバー構成が特定の政治的・宗教的立場に偏していない何らかの合議制機関（理事会 or 編集委員会、その他）の議決の下になされる仕組みが機能しているか	編集権が独立していても、多様な立場のメンバーによる合議制議決機関のチェックが働くことにより、「言論活動等」の内容が特定の政治的・宗教的立場に偏向しないことが確保されていること。
ウ. 当年度のその分野の活動のミッションや目的が関係者によって共有されているか	「言論活動等」のミッションや目的が理事、スタッフに共有されているとともに、上記③で設定されたターゲットに対して公開されていることによって、特定の者による何らかの政治的・宗教的な立場への偏向が起りにくい状態になっているか。